

令和5年度 企業ブランド力強化支援事業補助金のご案内

～企業認知度の向上や採用活動にご活用ください～

島内事業者の認知度アップや人材確保を促進するため、自社の積極的なPRやビジネスに取り組む際に要する経費の一部を補助します。

◇補助対象者、補助対象経費、補助率など

対象事業	ホームページ制作	有料職業紹介事業者の利用	インターンシップ受入	採用活動オンライン化	企業説明会出展
補助対象経費	ホームページ作成に係る外部委託費、作成ソフト及びその解説書購入費、ドメイン取得費、サーバー利用初期費	求職求人サイト登録掲載費用、コンサルティング、紹介業務等の委託費用	受入学生の船賃、宿泊費、PCR検査費用	Web面接ツール導入にかかる経費、Web環境を整備するためのハードウェア等購入・リース経費	就職イベントや合同説明会への参加経費
補助限度額等	20万円	25万円	2万円 or 5万円	5万円	20万円
補助率	補助対象経費（消費税は除く。）の50%以内 ※千円未満切捨て				
補助対象者	市内の中小企業者 ※市税等の滞納がない事業者				
事業期間	交付決定日から令和6年2月29日（木）まで ※令和6年2月29日までに、事業の完了しないものは補助金支給がされませんのでご注意ください。				

※インターンシップ事業については、本市と包括連携協定を締結している大学等の学生を受け入れる場合は、補助限度額を5万円とします。

※ホームページ制作・有料職業紹介事業者の利用・採用活動オンライン化および企業説明会出展の各事業は、同一年度において、1事業所1回までの利用となります。インターンシップ事業は、1事業所10人（回）まで利用することができます。ただし、対象事業を複数利用することも可能です。（最大5事業すべての事業について補助を受けることができます。）

◇申請方法について

事業を実施する前に、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興部 産業振興課へ提出してください。なお、事前に申請をいただかないと補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

■ 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書及び収支予算書（別紙1）
- ③ 納税証明書（佐渡市提出用）
- ④ その他必要な書類

◇実績報告書の提出について

事業が完了して20日以内又は令和6年3月11日（月）のいずれか早い日までに、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興部 産業振興課へ提出してください。

■ 提出書類

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書（別紙3）
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し ※支払いが確認できない場合、補助対象経費として認められません。
- ④ その他必要な書類

◇お問合せ先

佐渡市役所 地域振興部 産業振興課 TEL 67-7863

佐渡市ホームページ <http://www.city.sado.niigata.jp/> でもご紹介しています。